

## 青森県教育委員会第755回定例会会議録

期 日 平成23年12月14日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

### 議事目録

- 報告第1号 議案に対する意見について
- その他 職員の懲戒処分の状況について

平成23年12月14日（水）

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後1時45分
- ・出席者の氏名  
鈴木秀和、福島哲男、島康子、高橋幸江、清野暢邦、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職  
近藤教育次長、白石教育次長、川村参事、赤坂参事、教育政策・学校教育・教職員・生涯学習・スポーツ健康・文化財保護各課長
- ・会議録署名委員  
福島委員、清野委員
- ・書記  
鈴木学、中村尚吾

# 会 議

## 議事

### 報告第1号 議案に対する意見について

(近藤教育次長)

このたびの案件は、県議会第268回定例会に提出された「平成23年度青森県一般会計補正予算(第5号)案(教育委員会所管分)」、「平成23年度青森県一般会計補正予算(第6号)案(教育委員会所管分)」、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」、「青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例案」及び「公の施設の指定管理者の指定の件」4件について、知事から意見を求められたが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したので報告し、同意した議案の内容について説明する。

まず、「平成23年度青森県一般会計補正予算(第5号)案(教育委員会所管分)」については、人件費分として、教育委員会関係の補正予算額は2億4,588万7千円となり、「補正予算(第6号)案」については、人件費以外の分として、教育委員会関係の補正予算額は591万8千円の減額となっている。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については、既に説明していることから省略する。

次に、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について。この条例案は、去る11月1日付けの青森県人事委員会からの「職員の給与等に関する報告」及び「勧告」に基づき、「職員の給与に関する条例等」に定められている職員の給与を改定するものである。

本年の給与改定の主な内容は、

- 1 給料月額を引き下げること。
- 2 給与構造改革による経過措置の算定基礎額を引き下げること。
- 3 公務と民間の年間給与の均衡を図るため、平成23年12月期の期末手当で所要の調整を行うこと。

となっている。改正後の条例は、平成23年12月1日に施行されている。

続いて、「青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例案」について。これまで「認定こども園」となるための要件については、法律においてこれを定めていたが、地方分権の一環により、法律では「従うべき基準」などとどめ、各都道府県の条例において要件を定めることとしたものである。要件等の内容については、これまで法律等で定められていたものと同様である。

最後に、「公の施設の指定管理者の指定」4件について。

これは、青森県総合社会教育センター、青森県総合運動公園及び新青森県総合運動公園、青森県営スケート場並びに青森県立郷土館の指定管理者を指定するものである。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。なければ、報告第1号については了解した。

## そ の 他 職員の懲戒処分の状況について

(奈良教職員課長)

11月1日から11月30日までに行った職員に対する懲戒処分のうち、社会的な影響が大きな事案について説明する。

事案1は、上北地域市部以外の中学校教諭が、平成23年7月12日午後7時45分頃、十和田市内のスーパーにおいて、食料品24点、衣類6点、タオルケット1点の計31点、13,597円分を窃取したもので、停職4月の懲戒処分を行ったものである。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

(清野委員)

事案1について、処分内容の停職4月はどういう基準により判断したのか。また、不起訴処分というのはどの程度の罪の重さになるのか。

(奈良教職員課長)

処分内容については、先例を基に決定している。ちなみに本年3月に同じ窃取・万引きによる懲戒処分も停職4月である。

不起訴処分については、その罪について検察官が起訴をしないというものであるが、今回は初犯であり深く反省しているということから、不起訴処分となったものと思われる。

(清野委員)

先月の懲戒処分の報告で、傷害罪で罰金刑10万円の略式命令を受けた教諭の懲戒処分は戒告だった。実際に刑事罰を受けた事例の処分が戒告で、不起訴処分となった事例の処分が停職4月ということの差はどこから生じているのか。

(奈良教職員課長)

先月報告の懲戒処分には、傷害罪ということで罰金刑10万円という事例があったが、今回は傷害ではなく窃盗である。これまでも窃盗により起訴された事例、されなかった事例があるが、その刑事罰の結果ではなく、刑事罰も参考にしつつその行為によって処分内容を決めているものである。

(清野委員)

それでは、今回の事例の方が体罰・傷害罪の事例よりも重大であると理解してよいのか。

(奈良教職員課長)

前回の報告事例における怪我は重傷ということではなかった。怪我の程度がもっと重くなれば同じ傷害罪でも重い処分になりうることになる。よって、単純に傷害罪と窃盗罪とを比較してどちらが重いということは判断できない。どちらも同じ非違行為であり、我々はその内容を見て判断しているところである。

(清野委員)

事案5と6について。

複数回の体罰が報告されているが、その都度校長は把握していたのか、それとも今回初めて明らかになったことなのか。

(奈良教職員課長)

事案5については、3件とも校長が把握していた。

事案6については、平成23年度の件は校長が把握していた。また、前任校での件は校長が把握していたかどうか定かではないが、本人は校長には報告していないということであった。

(清野委員)

日常的に体罰を行う教諭であったということか。

(奈良教職員課長)

日常的に行っていたかどうかは定かではないが、報告を受けているのは記載されている事例のみである。

(清野委員)

先月報告の刑事罰を受けた教諭も処分内容は戒告であった。今回は、刑事罰はないが同じ戒告の処分内容であった。刑事罰は処分内容に直接的に関係しないということか。

(奈良教職員課長)

刑事罰の有無は、全く関係ないということではなく、処分内容を決める要素の一つとなる。ただし、今回の件については、繰り返し体罰を行っていたこと、体罰に至る経緯等も総合的に勘案して戒告としたものである。

(鈴木委員長)

ほかに何か質問、意見はあるか。なければ、今回の懲戒処分の状況については了解した。